

交総第 450 号  
令和 8 年 6 月 29 日

一般社団法人  
埼玉県老人福祉施設協議会長 様

埼玉県警察本部  
交通部交通総務課長  
(公印省略)

老人福祉施設に対する交通安全対策の周知について (依頼)

平素から、警察行政に多大な御理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 8 年 6 月 25 日現在における県内の交通事故死者数は 39 人で、前年と比べて 15 人減少しておりますが、交通事故死者に占める 65 歳以上の高齢者の割合が約 6 割を占めるなど、依然として厳しい情勢が続いております。

県警察では、交通安全教育や世帯訪問活動等を通じた交通安全活動を推進しておりますが、特に高齢者の交通事故抑止対策は、多くの高齢者が利用される老人福祉施設と連携した対策が必要不可欠であると考えております。

つきましては

歩行者の、道路を斜めに横断する

自転車の、後ろを見ずに進路変更する、車道を横断する

などの行為は重大な交通事故に遭う危険性があることを、貴協議会の関係施設を利用される高齢者、またはそのご家族の皆様へ周知して頂きますよう、格別の御配慮をお願い申し上げます。

なお、県警察では別添「高齢者交通安全ニュース」を県警察ホームページに掲載しておりますので、施設利用者への周知等にご活用いただければ幸いです。

【担当者】

埼玉県警察本部交通部交通総務課  
安全対策第二係 吉田

電話：048-832-0110 (内線5057)